

議案第17号

北名古屋市障害（児）者扶助料支給条例の一部改正について

北名古屋市障害（児）者扶助料支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、市独自で認めていた2人以上の重・中度障害者がいる課税世帯の障害者に対する北名古屋市障害（児）者扶助料の支給を停止するため及び字句の整理を行うため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市障害（児）者扶助料支給条例の一部を改正する条例

北名古屋市障害（児）者扶助料支給条例（平成18年北名古屋市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「、障害者」を「「障害者」」に改め、同条第1号及び第3号中「該当する者」を「該当するもの」に改める。

第5条第2項を削る。

第8条の見出し中「、変更」を「及び変更」に改め、同条第1項中「届出なければならない」を「届け出なければならない」に改める。

第9条の見出し中「支払期月」を「支給期月」に改め、同条中「が消滅した」を「を喪失した」に改める。

第10条の見出し中「消滅」を「喪失」に改め、同条中「は消滅する」を「を喪失する」に改める。

第11条を次のように改める。

（支給の停止）

第11条 市長は、毎年4月1日現在において受給者の属する世帯のいずれかの者に市町村民税所得割額が課されているときは、その受給者に対するその年の4月から翌年の3月までの扶助料の支給を停止する。

第12条の見出し中「未支払」を「未支給」に改める。

第14条第3項中「留保又は」を「留保し、又は」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。